



目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施 (統 計 課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○公有水面埋立ての免許の出願 (漁港漁場課)	1
公 告	
○公文書の開示の平成24年度運用状況 (文書情報課)	2
○個人情報保護制度の平成24年度運用状況 (")	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	6
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	6

告 示

高知県告示第526号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成25年8月20日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
地震・津波に対する県民意識調査

2 調査の目的
防災意識並びに地震防災対策及び津波避難対策の現状を把握し、及び分析するとともに、県民の行政機関への要望を知ることにより、今後の防災対策の進め方の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
高知県全域

(2) 単位
人

(3) 属性

津波危険地域又は津波危険地域外に居住する満20歳以上の住民

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 南海トラフ地震に関する認識について

イ 住宅の耐震化について

ウ 家具類の固定について

エ ブロック塀等の倒壊防止について

ウ 津波対策について

エ 家庭での備えについて

オ 自主防災組織について

カ 地域の防災力について

(2) その基準となる期日
平成25年8月1日

5 報告を求める者

(1) 数
3,000人（津波危険地域の1,500人及び津波危険地域外の1,500人）

(2) 選定方法
選挙人名簿を用いて、県内の市町村別に層化二段階無作為抽出により選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間
平成25年8月下旬から同年9月中旬まで

高知県告示第527号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
 平成25年8月20日
 高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
 エ ビ ス 薬 局 土佐市高岡町甲2109 平25・6・26

高知県告示第528号
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。
 なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年8月20日
 高知県知事 尾崎 正直

1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）

2 埋立区域

(1) 位置
土佐市宇佐町宇佐字海部3162番及び3162番に接する無番地地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点12と点1とを結ぶ平成24年の秋分の日の満潮位（D Lプラス1.79メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 四等三角点しおかぜ公園（北緯33度26分58秒9855、東経133度27分05秒8927）から278度04分34秒643.11メートルの地点

点2 点1から165度43分34秒0.59メートルの地点

点3 点2から257度48分42秒34.00メートルの地点

点4 点3から256度20分29秒13.50メートルの地点

点5 点4から254度46分50秒14.50メートルの地点

点6 点5から248度01分22秒54.10メートルの地点

点7 点6から338度01分22秒0.30メートルの地点

点8 点7から248度01分22秒0.30メートルの地点

点9 点8から158度01分22秒0.30メートルの地点

点10 点9から248度01分22秒39.20メートルの地点

点11 点10から243度48分40秒50.30メートルの地点

点12 点11から333度14分53秒0.46メートルの地点

(3) 面積
336.36平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置
土佐市宇佐町宇佐字海部3162番、3160番3及び3162番に接する無番地地内並びに同市宇佐町宇佐字海部3162番地先の公有水面及び同地番に接する無番地地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Kと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 四等三角点しおかぜ公園（北緯33度26分58秒9855、東経133度27分05秒8927）から279度40分20秒617.99メートルの地点

点B 点Aから165度43分34秒57.74メートルの地点

点C 点Bから257度22分41秒85.31メートルの地点

点D 点Cから248度01分22秒93.60メートルの地点

点E 点Dから242度28分55秒72.35メートルの地点

点F 点Eから328度58分43秒56.00メートルの地点

点G 点Fから58度12分49秒44.90メートルの地点
 点H 点Gから61度49分37秒38.79メートルの地点
 点I 点Hから68度37分37秒37.08メートルの地点
 点J 点Iから69度56分49秒40.07メートルの地点
 点K 点Jから73度18分58秒28.59メートルの地点

(3) 面積

15,162.70平方メートル

4 埋立地の用途

宇佐漁港岸壁

5 出願年月日

平成25年7月30日

 公 告

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第18条の規定により、平成24年度における公文書の開示の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年8月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 公文書開示請求件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請 求 件 数	2,034件	
決 定 内 容	決 開 示	1,414件
	部 分 開 示	445件
	非 開 示	19件
等	存 否 応 答 拒 否	2 件
	不 存 在	131件
	不 受 理	1 件
	取 下 げ	99件

2 不服申立て件数及び処理件数等（平成25年3月末現在）

不服申立て件数	平成23年度繰越し分	7 件
---------	------------	-----

	平成24年度分	3 件
処理件数	認 容	2 件
	一 部 認 容	1 件
	却 下	0 件
	棄 却	6 件
取 下 げ		1 件
審 理 中		0 件

3 開示請求者数（延べ数）

区 分	請求者数
県内に住所を有する個人	505件
県外に住所を有する個人	47件
県内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	1,293件
県外に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	189件
計	2,034件

4 実施機関別決定件数及び決定内容等の内訳

(単位：件)

実 施 機 関	知 事														議 会	教 育 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	人 事 委 員 会	監 査 委 員 会	公 安 委 員 会	警 察 本 部 長 会	労 働 委 員 会	収 用 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	公 営 企 業 管 理 者	高 知 工 科 大 学	高 知 県 立 大 学	合 計	
	総 務 部	危 機 管 理 部	健 康 政 策 部	地 域 福 祉 部	文 化 生 活 部	産 業 振 興 推 進 部	商 工 労 働 部	観 光 振 興 部	農 業 振 興 部	林 業 振 興 ・ 環 境 部	水 産 振 興 部	土 木 部	会 計 管 理 局	計																
請 求 件 数	66	5	122	98	38	26	32	10	81	157	32	1,104	7	1,778	8	122	27	1	2	2	68	1				20	1	4	2,034	
決 定 内 容	開 示	17	2	91	41	13	14	17	8	67	102	25	929	7	1,333	3	42	3	1	1	1	10	1				14	1	4	1,414
	部 分 開 示	38	1	24	59	19	6	14		9	9	3	132		314	4	67	19	1	1		33	1				5			445
	非 開 示	1		1								1	8		11		5					3								19
	存 否 応 答 拒 否											1			1							1								2
	不 存 在	2		10	6	1	1	2	1	4	44	2	11	1	85	1	8	9	1	1	3	22					1			131
	不 受 理	1													1															1
	取 下 げ	7	2	5	5	5	5	2	1	2	5	2	39		80		13	3				1	2							99

注 1件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第42条の規定により、平成24年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年8月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
2,701件
- 2 個人情報開示請求の件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請 求 件 数	87件	
決 定 内 容 等	決 開 示	56件
	部 分 開 示	90件
	非 開 示	1件
	存 否 応 答 拒 否	0件
	不 存 在	7件
	不 受 理	1件
	取 下 げ	4件

- 3 個人情報訂正請求の件数
1件
- 4 個人情報是正請求の件数
0件
- 5 口頭による開示請求の件数
6,549件
- 6 不服申立ての件数及び決定件数
不服申立て件数 2件
決定件数 2件
- 7 事業者に対する説明等の要求件数
0件
- 8 事業者に対する是正の勧告件数
0件
- 9 事業者が勧告に従わなかった旨等の事実の公表件数
0件
- 10 開示請求者数（延べ数）

区 分	請求者数
県内に住所を有する本人	103人
県外に住所を有する本人	1人
県内に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県外に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県内に住所を有する遺族等	6人
県外に住所を有する遺族等	0人
計	110人

11 実施機関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等

(単位：件)

実 施 機 関	知 事													議 会	教 育 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	人 事 委 員 会	監 査 委 員 会	公 安 委 員 会	警 察 本 部 長	労 働 委 員 会	収 用 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	公 営 企 業 管 理 者	高 知 工 科 大 学	高 知 県 立 大 学	合 計		
	総 務 部	危 機 管 理 部	健 康 政 策 部	地 域 福 祉 部	文 化 生 活 部	産 業 振 興 推 進 部	商 工 労 働 部	観 光 振 興 部	農 業 振 興 部	林 業 振 興 ・ 環 境 部	水 産 振 興 部	土 木 部	会 計 管 理 局																	
個人情報取扱事務登録簿の登録件数	111	25	398	408	135	44	109	22	338	218	59	204	10	2,081	18	217	34	17	10	4	214	12	11	5	5	38	35		2,701	
請求件数	1		2	10		5	1					10		29		50		9			22								110	
決 定 内 容	開 示			2	2	4	1					4		13		41		1			1								56	
	部 分 開 示			1	4							4		9		52		8			21								90	
	非 開 示															1													1	
	存 否 応 答 拒 否																													
	不 存 在	1			2	2						1		6		1														7
	不 受 理																					1								1
	取 下 げ				1								2		3		1													4
口頭による開示請求件数			86	34	3		3							126		2,084		179			4,160								6,549	

注 1件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年8月20日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年8月6日 25高西土第672号	土佐市蓮池字カチノ 北1320番1ほか（1 工区）	土佐市高岡町甲 2017番地1 土佐市長 板原 啓文

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成25年8月20日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 検定を実施する警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
平成25年11月28日（木）午前9時
(2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 検定の実施予定人員
10人
- 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項

- 法令に関すること。
 - 雑踏の整理に関すること。
 - 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 実技試験
ア 雑踏の整理に関すること。
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 検定の申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
(1) 検定の申請の受付期間
平成25年10月7日（月）から同月11日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
(2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者については住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員についてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
(3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者については住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員については当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものについては、いずれも提出することを要しない。）
ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
(4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
(5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
 - 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
 - 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

- 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
エ 雨着（雨天時に使用する。）
オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）
- その他
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。
- 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年8月20日

高知県警察本部長 小林 良樹

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
土佐NET端末 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 落札者を決定した日
平成25年7月25日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額
月額 1,248,723円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
平成25年6月14日